

議案第44号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。） （1）～（48） 略	南部箕蚊屋広域連合
8の2 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）別表の6の表設備の項第4号の規定による届出の受理	南部箕蚊屋広域連合
8の3 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	南部箕蚊屋広域連合

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。） （1）～（48） 略	南部箕蚊屋広域連合

<u>8の4</u> 略	
<u>8の5</u> 略	
<u>8の6</u> 略	
<u>8の7</u> 略	
<u>8の8</u> 略	
略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略	鳥取市及び西伯郡南部町
(2) <u>第4条第8項の規定による国又は県との協議（特定転用に係るものを除く。）</u>	
(3) <u>第4条第9項の規定による農業委員会の意見の聴取（特定転用に係るものを除く。）</u>	
(4) 略	
(5) 略	
(6) <u>第5条第5項において準用する第4条第9項の規定による農業委員会の意見の聴取</u>	

<u>8の2</u> 略	
<u>8の3</u> 略	
<u>8の4</u> 略	
<u>8の5</u> 略	
<u>8の6</u> 略	
略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略	鳥取市及び西伯郡南部町
(2) <u>第4条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による農業会議の意見の聴取（特定転用に係るものを除く。）</u>	
(3) <u>第4条第5項の規定による国又は県との協議（特定転用に係るものを除く。）</u>	
(4) 略	
(5) <u>第5条第3項又は第5項において準用する第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取（特定権利取得に係るものを除く。）</u>	
(6) 略	

<p>(特定権利取得に係るものを除く。)</p> <p>(7)～(9) 略</p>		<p>(7)～(9) 略</p>	
<p>24の5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第6項又は第7項の規定による<u>都道府県機構</u>の意見の聴取</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>西伯郡伯耆町</p>	<p>24の5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第6項の規定による<u>農業会議</u>の意見の聴取</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>西伯郡伯耆町</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。